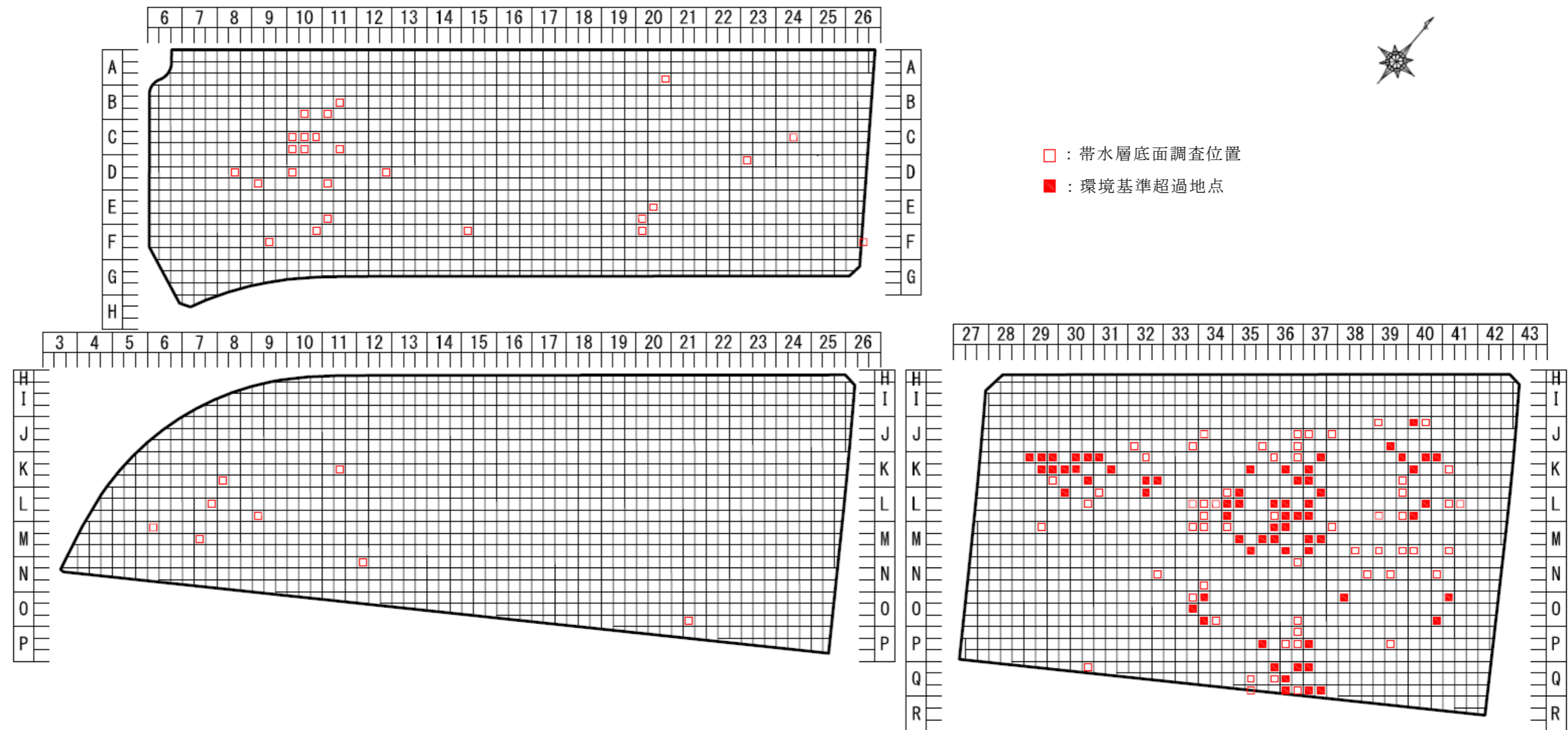


帯水層底面調査位置図



【帯水層底面調査の概要】

- 帯水層底面調査：平成22年4月に施行された改正土壤汚染対策法において、ベンゼン等揮発性有機化合物については、地表から深さ10m以内に帯水層の底面が存在する場合は、その底面の土壌について調査することが規定され、豊洲新市場用地においては、ベンゼンを対象として行う。
- 今回調査を行った156地点のうち、
 - ・66地点でベンゼンの汚染を確認した。なお、これら66地点については、底面管理調査により2深度確認を完了した（底面管理調査結果を参照のこと）。
- 今後の対応：引き続き調査を行い、帯水層底面で汚染が確認された場合は、底面管理調査を行い、2深度確認を実施する。